二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
二　変更後の指定施業要件
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県伊勢市・度会郡南伊勢町・大紀町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成九年六月二十七日農林水産省告示第千十四号（四に係るものに限る。）、平成十年六月三十日農林水産省告示第千十七号（二に係るものに限る。）
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六	北京緑奥諾建築板材有限公司	中華人民共和国北京市朝陽区東土城路十三号二幢七階七一五室	省令第五十九条第八号の三に掲げる区分	中華人民共和国、台湾、フィリピン共和国、マレーシア、タイ王国、ベトナム社会主義共和国	中華人民共和国北京市朝陽区東土城路十三号二幢七階七一五室	平成三十年四月二日	承認をした日から五年間

○国土交通省告示第六百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十七第二項において準用する同法第七十七条の三十九第一項の規定に基づき、平成十五年国土交通省告示第千八号の一部を次のように改正する。

平成三十年五月九日

国土交通大臣　石井　啓一

別表に次のように加える。

三十三	一般社団法人建築構造技術支援機構	大阪府吹田市広芝町三番二十九号	省令第五十九条第六号に掲げる区分	日本全域	大阪府吹田市広芝町三番二十九号	平成三十年四月二日	指定をした日から五年間

○国土交通省告示第六百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第一項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年五月九日

国土交通大臣　石井　啓一

別表に次のように加える。

別表財団法人日本紡績検査協会の項を次のように改める。

一般財団法人ボーケン品質評価機構（昭和二十三年十二月六日に財団法人日本紡績検査協会と名称でいう設立された法人をいう。）	大阪府大阪市港区築港一丁目六番二十四号	省令第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本及び外国の全域	大阪府大阪市港区築港一丁目六番二十四号	平成十五年四月四日		

別表一般財団法人建材試験センターの項を次のように改める。

一般財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	省令第五十九条第一号、第二号、第三号、第四号、第六号から第八号まで、第九号、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十六号、第十七号、第十九号及び第二十四号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都中央区日本橋堀留町一丁目十番十五号	平成十二年六月十六日		

○関東地方整備局告示第百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成三十年五月九日

関東地方整備局長　泊　宏